

目次

- 1 改正の概要
- 2 「酒気帯びの有無の確認」を行うタイミング
- 3 「目視等で確認」とは
- 4 対面の確認ができない場合の方法
- 5 安全運転管理者が不在の場合
- 6 深夜・早朝で事務所に安全運転管理者等が不在の場合
- 7 アルコール検知器の性能
- 8 測定結果を赤・黄・緑などの光により表示する検知器でもよいか
- 9 検知器の性能として、記録・印字機能は必要か
- 10 検知機能が自動車に備えられたもので対応しても問題ないか
- 11 「アルコール検知器を常時有効に保持する」とは
- 12 「確認内容の記録」に必要な項目
- 13 「確認内容の記録」の保存方法
- 14 確認の結果、酒気帯びがあった場合の措置
- 15 安全運転管理者が運転者となる場合
- 16 酒気帯び確認の業務委託について

※本書中記載の「府令」とは、改正後の道路交通法施行規則を示します。

1 改正の概要

安全運転管理者の業務として、運転者の酒気帯びの有無の確認（以下「酒気帯び確認」という。）を目視等により行うこと及びその内容を記録して1年間保存することを義務付ける規定が設けられ、令和4年4月1日から施行されました。

また、アルコール検知器を用いた酒気帯び確認を行うこと並びにその内容を記録して1年間保存すること及びアルコール検知器を常時有効に保持することを義務付ける規定が設けられ、令和4年10月1日から施行される予定でしたが、最近のアルコール検知器の供給状況等を踏まえ、当分の間、アルコール検知器使用義務化規定を適用しないこととなりました。（令和4年9月9日付）

すでにアルコール検知器を導入済みの事業所においては、酒気帯び確認時に活用し、安全運転管理者として業務を推進してください。

2 「酒気帯びの有無の確認」を行うタイミング

運転の直前又は直後にその都度行わなければならないというのではなく、運転を含む業務の開始前や出勤時、及び終了時や退勤時に「酒気帯びの有無の確認」を行うことも可能です。

3 「目視等で確認」とは

運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等で確認してください。
運転者の酒気帯びの確認方法は、原則、対面で行ってください。

4 対面の確認ができない場合の方法

直行直帰や出張等で対面での確認ができない場合は、対面に準じた方法で実施してください。

例えば、

- カメラ・モニター等によって、運転者の顔色、声の調子等を確認する方法や
 - それができない場合は、携帯電話、業務無線その他の運転者と直接対話できる方法によって、運転者の声の調子等を確認する方法
- など、対面による確認と同視できるような方法で実施してください。

5 安全運転管理者が不在の場合

不在等の理由で安全運転管理者が実施できない場合、副安全運転管理者や、あらかじめ事業所において指定した「安全運転管理者業務を補助する者」が実施して差し支えありません。

ただし、酒気帯び等の特異事項があれば必ず安全運転管理者へ速やかに報告し、必要な対応等について指示を受けるか、安全運転管理者自らが運転者に対して運行中止の指示等を行う必要があります。

また、補助者が実施した場合でも、その責任は安全運転管理者が負うこととなりますのでご承知ください。

6 深夜・早朝で事務所に安全運転管理者等が不在の場合

対面による確認に準じた方法で確認してください。

「4 対面で確認できない場合の措置について」を参考にしてください。

7 アルコール検知器の性能

国家公安委員会告示により

呼気中のアルコールを検知し、その有無またはその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有するものであること。

と定められています。

なお、国家公安委員会や警察において推奨しているものではありません。

8 測定結果を赤・黄・緑などの光により表示する検知器でもよいか

酒気帯びの有無を確認できるものであれば、問題ありません。

9 検知器の性能として、記録・印字機能は必要か

必要ありませんが、記録・印字機能があっても問題ありません。

10 検知機能が自動車に備えられたもので対応しても問題ないか

アルコールインターロック装置搭載の車両での対応も可能ですが、対面での確認を原則としているので、車両の駐車場所（車庫など）に安全運転管理者が赴いて実施する必要があります。

11 「アルコール検知器を常時有効に保持する」とは

正常に作動し、故障がない状態で保持しておくことをいいます。

取扱説明書に従い、適切に使用し、管理し、及び保守するとともに、定期的に故障の有無を確認する必要があります。

12 「確認内容の記録」に必要な項目

- 確認者名
- 運転者名
- 運転者の業務に係る自動車のナンバー等
運転する車両が識別できる記号・番号等
- 確認の日時
- 確認の方法
 - ・ 検知器の使用の有無
 - ※ 検知器の使用については、当分の間、使用義務規定を適用しないこととなりましたが、既に検知器を導入済みの事業所においては積極的に使用し、飲酒運転の防止に努めてください。
 - ・ 対面でない場合は具体的方法
- 酒気帯びの有無
- 指示事項
- その他必要な事項
 - ・ 事業所の実情に応じて必要な事項があれば記載してください

酒気帯び確認記録簿

車両番号

車両使用日		この様式はあくまでもサンプルであり、各事業所の実情に合わせて作成してください。	
運 転 前	確認者		
	確認方法	<input type="checkbox"/> 対面	
	検知器の使用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	確認結果 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (措置:)
運 転 後	確認者		確認日時
	確認方法	<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> 対面以外の確認 ()	
	検知器の使用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	確認結果 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (措置:)
指示事項			
その他			
車両使用日		運転者	
運 転 前	確認者		確認日時
	確認方法	<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> 対面以外の確認 ()	
	検知器の使用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	確認結果 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (措置:)
運 転 後	確認者		確認日時
	確認方法	<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> 対面以外の確認 ()	
	検知器の使用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	確認結果 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (措置:)
指示事項			
その他			

13 「確認内容の記録」の保存方法

各事業所の判断で任意の方法で記録してください。例として、車両日誌、業務日誌等に記載する、パソコン上のデータで記録などの方法が考えられます。

保管場所は、記録の内容を安全運転管理者等が確認できるよう、営業所内で保管するようにしてください。

なお、保存期間は記録した翌日から1年間となっており、例えば1月1日に確認し記録した場合は翌日の1月2日から1年間(翌年の1月1日まで)保存する必要があります。

14 確認の結果、酒気帯びがあった場合の措置

- 運転前（始業時）の確認で発覚した場合
業務で運転しないよう指示すること。場合によっては、休暇を取らせて帰宅させるなどの措置を検討してください。
- 運転後（終業時）の確認で発覚した場合
飲酒運転をしたおそれがあるので、警察に通報してください。

15 安全運転管理者が運転者となる場合

あらかじめ安全運転管理者の業務を補助する者を指定し、その者が確認を行ってください。

例えば事業所に安全運転管理者と他の運転者1名しかいない場合、その運転者を補助する者に指定し、確認を行うこととなります。

16 酒気帯び確認の業務委託について

安全運転管理者が、副安全運転管理者又は安全運転管理者の業務を補助する者（以下「補助者」という。）に酒気帯び確認を行わせることは可能であり、これは業務委託であっても差し支えありません。例えば、運転者が酒気を帯びていることを補助者が確認した場合には、速やかに安全運転管理者に報告し指示を受けるなど、飲酒運転根絶に必要な対応が確実にとられる必要があります。